

(公社) 沖縄県建築士会の規程を新設する試案について

新設する試案

公益社団法人沖縄県建築士会 二級建築士等名簿閲覧規程

新設理由

- ・建築士法（昭和 25 年法律第 202 号）第 6 条第 2 項に基づく一級建築士、二級建築士及び木造建築士の名簿、並びに建築士法第 23 条の 9 に基づく建築士事務所登録簿（以下「建築士名簿等」という。）については、インターネット閲覧を可能とすることとされた。

このため、現在、令和 7 年度から建築士名簿等のインターネット閲覧を可能とするためのシステム整備が進められている。

各都道府県においては、二級建築士及び木造建築士名簿のインターネット閲覧を可能とするに当たり、当該名簿の登録事項を見直して、プライバシーへの配慮を図るため、都道府県の規則の改正を行うこととなった。

メンバーズコメント等の募集

本会の規程の制定新設について、会員の皆様のご意見を下記の要領で募集いたします。

1. 意見募集期間

令和 7 年 2 月 12 日 (水)～令和 7 年 2 月 27 日 (木)

2. 意見の提出先等

- ① 本会HPから事務局宛て電子メールにて応募願います。
- ② 電子メールは、テキスト形式(ワード又は一太郎)でお願いします。

3. 留意事項

- ① ご意見に対する個別の回答はいたしませんので、あらかじめご了承ください。
- ② 書式は、自由とします。

公益社団法人沖縄県建築士会 二級建築士等名簿閲覧規程（試案）

（目的）

第1条 この規程は、公益社団法人沖縄県建築士会（以下「本会」という。）が、建築士法（以下「法」という。）第10条の20第1項の規定に定める都道府県登録機関として行う二級建築士等登録事務のうち、法第6条第2項の規定に基づく二級建築士名簿及び木造建築士名簿（以下「二級建築士等名簿」という。）を一般の閲覧に供する事務に関する事項について、建築士法施行細則（昭和47年規則第146号）第11条の規定に基づき必要な事項を定めるものとする。

（閲覧所の設置）

第2条 二級建築士等名簿の閲覧所は、本会に設置するものとする。

（閲覧日及び時間）

第3条 二級建築士等名簿の閲覧を行う日は、次に掲げる日以外の日とする。

- （1）日曜日並びに土曜日
- （2）国民の祝日に関する法律に定める祝日
- （3）年末年始（12月29日から翌年の1月4日）
- （4）旧盆（旧暦7月15日）

- 2 本会が必要と認める場合は、前項の休日を他の日と振り返ることがある。
- 3 閲覧時間は、午前9時から12時まで及び午後1時から5時までとする。

（閲覧事項）

第4条 閲覧事項は、建築士法施行細則第4条の規定に掲げる登録事項のうち、以下の事項とする。

- 一 登録番号及び登録年月日
- 二 氏名
- 三 合格番号、処分履歴、法定講習修了年月日・修了証番号

（閲覧申請）

第5条 二級建築士等名簿の閲覧を希望する者は、本会が別に定める二級建築士等名簿閲覧申請書に所定の事項を記入のうえ本会に申請しなければならない。

（閲覧方法及び登録内容証明の発行）

第6条 閲覧は、本会に備える閲覧用の二級建築士等名簿により閲覧するものとし、閲覧方法は、閲覧所において閲覧事項を書面または出力装置の映像面に表示する方法により行うものとする。

- 2 閲覧に供された登録事項を謄写した書面の交付を希望する者がいる場合、本会は実費相当額を徴収し、登録内容証明を発行することができるものとする。

（二級建築士等名簿の持ち出しの禁止）

第7条 閲覧者は、二級建築士等名簿及びこれに関する書面等（ただし、前条第2項により自ら発行を受けた書面を除く。）を閲覧所以外に持ち出してはならない。また、複写機による転写又はカメラ等による撮影をしてはならない。

(閲覧の停止及び禁止)

第8条 本会は、二級建築士等名簿を閲覧し、又は閲覧しようとする者が次の各号のいずれかに該当するときは、閲覧を停止し、又は禁止することができる。

- (1) 他の閲覧者に迷惑を及ぼし、又はそのおそれがあると認められるとき
- (2) この規定に違反し、又は本会職員の指示に従わないとき
- (3) 二級建築士等名簿及びこれに関する書面等を汚損し、若しくは破損し、又はこれらのおそれがあると認められるとき。

(その他)

第9条 その他、閲覧の実施に関し必要な事項は、本会が定めることができる。

附 則

この規定は令和7年4月1日より施行する。